

令和 6 年能登半島地震への協会の対応について

1. 「令和 6 年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和 6 年 1 月 1 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、保険証がなくても医療機関が受診できる旨令和 6 年 1 月 3 日付けでホームページに掲載し、周知。

保険証がなくても医療機関を受診できます

令和6年能登半島地震による災害の被災者の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に、心よりお悔やみ申し上げます。

このたびの地震による被災に伴い、保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で、

氏名
 生年月日
 お勤め先の事業所名

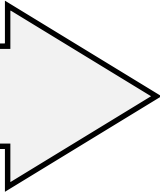
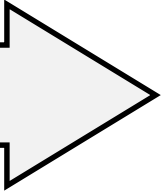
を申し出ることにより、保険証がなくても受診できます。

(出典: 全国健康保険協会ホームページ(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sinsai/r601/hokensyou>))

2. 「令和 6 年能登半島地震への対応にかかる本部連絡会議」を令和 6 年 1 月 4 日に立ち上げ、4 回にわたって開催（令和 6 年 1 月 25 日時点）。後記 3 については、1 月 4 日第 1 回連絡会議において、直ちに対応する旨決定。
3. 「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和 6 年 1 月 2 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）及び「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和 6 年 1 月 10 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、協会として、令和 6 年 1 月 11 日に医療機関等における一部負担金等の支払の免除、1 月 12 日に任意継続保険料の納付期限の延長を決定（次頁参照）。

(※) 別途、厚生労働省から日本年金機構に対して「令和 6 年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について」（令和 6 年 1 月 12 日付け厚生労働大臣官房年金管理審議官）の通知が発出され、富山県、石川県の適用事業所等を対象として保険料等の納期限を延長する措置が講じられている。

■ 令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の取扱い状況（令和6年1月29日時点）

事項	内容	R6/1/1	R6/4/10	R6/4/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和6年4月30日まで行う。			
任意継続保険料の納付期限の延長	被保険者からの申出に基づき、令和6年1月分（納付期限1月10日）、2月分（納付期限2月13日）及び3月分（納付期限3月11日）の保険料の納付期限を最長で令和6年4月10日まで延長する。			

■ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用市町村（※令和6年1月1日時点（第2報））

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47

【参考1】「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」
（令和6年1月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）

令和6年能登半島地震で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては…被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり一部負担金等の徴収を猶予（減免）していただくよう要請しますので、よろしくお取り計らい願います。
また、保険料の納付期限の延長や納付猶予の実施についても、引き続きご検討いただくようお願い申し上げます。

記

1. 徴収を猶予（減免）する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での一部負担金等の支払いは、保険医療機関等への支払いに代えて、保険者が被保険者から直接徴収する整理とし、その徴収を猶予（減免）いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1）令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正11年法律第70号）又は船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者又は被扶養者であること。
- （2）令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3. 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和6年4月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和6年4月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。（必要に応じて延長も検討する）

【参考2：一部負担金の免除に関する根拠規定】

◎健康保険法（大正11年法律第70号）

（一部負担金の額の特例）

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第一百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養を要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

任意継続被保険者

◎健康保険法（大正11年法律第70号）

（任意継続被保険者の資格喪失）

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第四号から第六号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日）から、その資格を喪失する。

一・二（略）

三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき（納付遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。）

四～七（略）

事業主

◎健康保険法（大正11年法律第70号）

（徴収に関する通則）

第八十三条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

◎国税通則法（昭和37年法律第66号）

（納税の猶予の要件等）

第四十六条 税務署長（第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項（国税の徴収の所轄庁）又は第四十四条第一項（更生手続き等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納付税者がその財産につき相当な損害を受けた場合において、その者がその損害を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間、（第三号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。